MARUBENI CORPORATION
最終更新日：2015年6月19日
丸紅株式会社
國分　文也
問合せ先：経営企画部企画課 03-3282-2462
証券コード：8002
http://www.marubeni.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループの役員、社員は、社是「正・新・和」及び丸紅行動憲章に掲げられた精神に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、企業倫理・経営理念に適った企業活動を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。
また、当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役会にて「内部統制の基本方針」を決議しております。その概要は「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

1－社是・経営理念
社 是 ：　「正」（公正にして明朗なること）
　　「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）
　　「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）
経営理念 ：「丸紅は、社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」

2－丸紅行動憲章
丸紅は、公正なる競争を通じて利潤を追求する企業体であると同時に、世界経済の発展に貢献し、社会にとって価値のある企業であることを目指します。これを踏まえて、以下の6項目を行動の基本原則とします。
(a)公正、透明な企業活動の徹底
法律を遵守し、公正な取引を励行する。
内外の政治や行政との健全な関係を保ち、自由競争による営業活動を徹底する。
反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨む。
(b)グローバル・ネットワーク企業としての発展
各国、各地域の文化を尊重し、企業活動を通じて地域経済の繁栄に貢献していく。
グローバルに理解が得られる経営システムを通じて、各地域社会と調和のとれた発展を目指す。
(c)新しい価値の創造
市場や産業の変化に対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい商品やサービスを提供していく。
既存の常識や枠組みにとらわれることなく、常に新たな可能性にチャレンジする。
(d)個性の尊重と独創性の発揮
一人一人の個性を尊重し、独創性が存分に発揮できる、自由で活力のある企業風土を醸成する。
自己管理の下、自らが課題達成に向けて主体的に行動する。
(e)コーポレート・ガバナンスの推進
株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、経営の透明度を高める。
経営の改善等に係る提案を尊重し、株主や社会に対してオープンな経営を目指す。
(f)社会貢献や地球環境への積極的な関与
国際社会における企業市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。
環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承する。

3－ステークホルダーについて
当社グループの企業活動は、経済、環境、社会面において、様々なステークホルダーに支えられております。今後とも、CSRを重視し、ステークホルダー個々の利益、満足度を追求し信頼を得ることにより、安定した持続的なグループ企業基盤を構築します。
当社グループのステークホルダーは以下の通りです。
(a)顧客・取引先
顧客・取引先から信頼・信用される企業を目指し、満足度の高い商品・サービスの提供、公正な取引の推進、役務機能の高度化に取り組みます。顧客・取引先のニーズに基づき、安全性に充分配慮の上、社会的に有用な商品・サービスを開発・提供し、誠実な対応を通じて、満足度の向上、信頼の獲得に常時取り組みます。
(b)株主
経営の透明性の確保、開示体制の強化、グループガバナンスの強化に取り組みます。また、事業環境の変化に対応し、安定的な収益の確保に努める一方、環境・社会的側面をも重視することで、企業価値の向上を目指します。
(c)社会・環境
地域社会の一員として共生を図り、豊かな地域社会創造への貢献に取り組みます。海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を強化します。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。環境問題への取組は、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。また、環境負荷の低減に取り組むとともに、環境関連ビジネスの推進により地球環境保全に貢献します。
(d)社員
グループ社員個々人の価値観・人生設計を尊重し、職場環境の整備・適切な処遇に努めます。また、あらゆる差別を撤廃し、誰もが快適に働ける職場環境を作ります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	75,024,500	4.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,631,300	3.83
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	42,083,000	2.42
明治安田生命保険相互会社	41,818,718	2.40
株式会社みずほ銀行	30,000,000	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	25,226,600	1.45
バークレイズ証券株式会社	25,000,000	1.44
東京海上日動火災保険株式会社	24,930,110	1.43
第一生命保険株式会社	24,475,000	1.41
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　380055	23,774,720	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

特にありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 更新	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北畑　隆生	その他											
黒田　由貴子	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北畑　隆生	○	同氏は元経済産業省経済産業事務次官です。	同氏につきましては、官界においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し ていることより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に充分に貢献いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間で人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はありませんので、同氏を独立役員として指定しております。
黒田　由貴子	○	同氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの業務執行取締役を兼務しております。当社のグループ企業は2013年度に、当社グループの海外スタッフ社員に対する研修業務を同社に委託しておりますが、当社のグループ企業がこの研修業務の対価として同社に支払った金額は、同社の直近事業年度の売上高の1%	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有していることより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に充分に貢献いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、社外役員としての職責に影響

		未満であり、僅少であります。2014年度は当社及び当該グループ企業と同社との取引はありません。	を及ぼさないことから、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員処遇委員会	10	8	5	1	1	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし

補足説明

役員処遇委員会(随時開催):役員に対する報酬・賞罰等の処遇全般に関して、社長の諮問を受けて審議・答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは毎月開催のミーティングにおいて情報交換を行う等して相互の監査状況の把握に努めております。なお、2012年度における当社会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。
監査役と内部監査部門である監査部は毎月開催のミーティングにおいて意見交換を行い、密接に連携しながら、監査業務を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
末綱隆	その他													
根津嘉澄	他の会社の出身者													○
高橋恭平	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末綱隆	○	同氏は元警視庁副総監、元宮内庁東宮侍従長、元特命全権大使ルクセンブルグ国駐箚です。	同氏につきましては、官界においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を、監査役監査の充実につなげていただけるものと判断し、選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間で人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はありませんので、同氏を独立役員として指定しております。
根津嘉澄	○	同氏は、東武鉄道株式会社代表取締役社長を兼務しております。東武鉄道株式会社は、当社が出資する食品、衣料品、生活用品等の小売事業者である株式会社東武ストアの共同出資者です。これ以外に当社と東武鉄道株式会社は取引関係はありません。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を、監査役監査の充実につなげていただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、社外役員としての職責に影響を及ぼさないことから、同氏を独立役員として指定しております。
高橋恭平	○	同氏は、昭和電工株式会社の取締役会長を兼務しております。当社グループと同社グループとの間では、当社が同社に対して原料等を販売し、また当社が同社の製造する製品等を購入する等、継続的な取引関係がありますが、2009年度から2013年度までの5事業年度における当社グループの同社グループに対する連結ベースの売上高は当社の同事業年度期間中の連結売上高の1%未満であり、また、同事業年度期間中の同社グループの当社グループに対する連結ベースの売上高は同社の同事業年度期間中の連結売上高の2%程度であり、いずれも僅少であります。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を、監査役監査の充実につなげていただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、社外役員としての職責に影響を及ぼさないことから、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の限度額が決定されます。各取締役の基本報酬額は、社外監査役を含めたメンバーで構成される役員処遇委員会及び取締役会の決議を経て決定致します。社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬部分と、前年度の業績に連動した業績連動報酬部分から構成されております。
また、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬につきましては、固定報酬のみから構成されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

(a)2014年度の取締役及び監査役への報酬等の総額は次の通りです。
・取締役（社外取締役を除く）10人 報酬等の総額771百万円
・監査役（社外監査役を除く）2人 報酬等の総額93百万円
・社外役員6人 報酬等の総額60百万円
(注1)金額は、百万円未満を四捨五入しております。
(注2)株主総会決議による役員報酬限度額は、「取締役分月額110百万円（うち社外取締役分2.5百万円）」及び「監査役分月額12百万円」（いずれも2012年6月22日開催の第88回定時株主総会決議）であります。
（注3）上記社外役員の支給人数は、社外取締役と社外監査役それぞれの支給人数を合算したものであり、2014年6月20日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含みます。
（注4）当社は、2007年6月22日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止し、退職慰労金を制度廃止に伴い打切り支給する旨決議しております。当社は、当該決議に基づき、当該打切り支給の対象となる取締役及び監査役に対し、取締役については、取締役又は執行役員を退任するいずれか遅い時、監査役については、監査役を退任する時に退職慰労金を支給することとしております。打切り支給対象の取締役及び監査役の中で、当事業年度において役員が受けた退職慰労金はありません。

(b)2014年度において報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額は次の通りです。
・朝田照男（取締役） 報酬等の総額112百万円（基本報酬112百万円）
・國分文也（取締役） 報酬等の総額129百万円（基本報酬129百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の限度額が決定されます。各取締役の報酬額は、社外監査役を含めたメンバーで構成される役員処遇委員会及び取締役会の決議を経て決定致します。社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬部分と、前年度の業績に連動した業績連動報酬部分から構成されております。
また、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬につきましては、固定報酬のみから構成されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制：経営企画部長及び法務部長が、取締役会のすべての議案について事前説明を行っており、社外取締役に対する日常の連絡等は他の取締役同様、担当の秘書を設置し、サポートを行っております。
社外監査役のサポート体制：経営企画部長及び法務部長が、取締役会のすべての議案について事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては監査役室にて他の監査役と同様のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の会社の機関の内容は以下の通りです。
(a)取締役会
　取締役会は取締役12名（うち社外取締役2名。男性11名・女性1名）で構成し、当社の経営方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、経営と執行をより明確に分離するため、原則として代表権・業務執行権限を有さない会長が取締役会の議長を務めております。
(b)監査役会
　監査役会は監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されております。当社は監査役制度を採用しており、各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。
(c)経営会議
　経営会議は、社長の下に設置され、社長を含む代表取締役9名で構成されており、経営に関する重要事項を審議しております。
(d)本部長会
　本部長会は、社長、代表取締役、本部長および社長の指名する支配人・総代表をもって構成されており、予算・決算・資金計画に関する事項、その他業務執行に関する事項を審議しております。
(e)執行役員会
　執行役員会は、執行役員37名（うち9名が取締役を兼務）で構成されており、社長の方針示達及び情報連絡並びに決算報告、内部監査報告等業務執行に係る事項の報告を行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として各種委員会を設置しております。主な委員会とその役割は以下の通りです。

・投融資委員会（原則月3回開催）
　稟議案件の審議を行う。投融資委員会委員長は、委員会の審議を経て経営会議体に付議すべき案件を決定する。
・コンプライアンス委員会（年4回開催、その他随時開催）
　当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理及びコンプライアンスの実践についての支援・指導を行う。
・CSR・環境委員会（随時開催）
　当社グループのCSR及び地球環境の保全に関連する活動及び当該活動の基本方針の討議・報告等を行う。
・内部統制委員会（随時開催）
　会社法上の内部統制の基本方針の構築・運用状況の確認並びに見直し・改正案の作成、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の体制整備・運用・有効性評価並びに内部統制報告書案の作成等を行う。
・開示委員会（年4回開催、その他随時開催）
　開示に関する原則・基本方針案の策定、法定開示・適時開示に関する社内体制の構築・整備、及び法定開示・適時開示に関する重要性・妥当性の判断を行う。

また、会社の機関、委員会の2014年度における開催状況は以下の通りです。
2014年度は、取締役会を19回開催し、当社の業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督するため、取締役会は取締役より定期的に報告を受けております。
監査役会は、12回開催され、監査方針及び監査計画を策定し、監査結果を報告しました。各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しました。
経営会議を41回開催し、経営に係る方針及び全社的重要事項を協議決定しました。
その他、部門長会（現行の本部長会に相当）は2回、執行役員会は6回、投融資委員会は34回開催しております。

監査役の機能強化に係る取組状況は以下の通りです。
（1）監査役監査を支える人材・体制
監査役の監査役会専任組織として監査役室（4名）を設置し、また、監査役室は社長の直属機関である監査部（86名）や営業グループ内事業会社監査チーム、グループ会社監査役、会計監査人と連携しての対応を確立しており、監査役監査を支える人材・体制は確保されています。
（2）財務・会計に関する知見
現任監査役については、以下のとおり財務・会計に関する相当程度の知見を有するものと判断されます。
（監査役　崎島隆文）
リスクマネジメント部・法務部担当役員、投融資委員会副委員長を歴任し、投融資案件を財務・会計的側面からも審査する職務に従事する等、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（監査役　榎正博）
営業経理部担当役員、経理部担当役員補佐、投融資委員会副委員長を歴任し、投融資案件を財務・会計的側面からも審査する職務に従事する等、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（監査役　末綱隆）
警察庁長官官房会計課長、同庁長官官房首席監察官、警視庁副総監等を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（監査役　根津嘉澄）
長年にわたる企業経営者及び他会社における監査役としての経験を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（監査役　高橋恭平）
長年にわたる企業経営者としての経験を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、当社は社外取締役北畑隆生及び社外取締役黒田由貴子の各氏並びに社外監査役末綱隆、社外監査役根津嘉澄及び社外監査役高橋恭平の各氏との間で、各氏が社外取締役又は社外監査役としての責務を十分に果たせるよう、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、多岐にわたるビジネスをグローバルに展開しており、経営における「意思決定の迅速性・効率性」及び「適正な監督機能」を確保するべく、現在のガバナンス体制を「社内取締役を中心とする取締役会を置く監査役設置会社（社外取締役の選任と監査役会の連携を行うもの）」としておりますが、次の(a)と(b)の通り有効に機能していると判断されることから、現在のガバナンス体制を継続して採用します。
(a) 意思決定の迅速性・効率性の確保
当社の多角的な事業活動に精通した執行役員を兼務している取締役を中心に取締役会を構成することにより、意思決定の迅速性・効率性を確保しております。
(b) 適正な監督機能の確保
社外取締役の導入、監査役室への専任スタッフの配置、監査役と監査部、会計監査人及びグループ会社監査役との連携、社外取締役及び社外監査役に対して取締役会付議事項の事前説明を同一機会に実施する等の諸施策を講じることにより適正な監督機能を確保しております。

また、当社は社外取締役及び社外監査役の役割・機能を以下の通りと考えております。
(a) 外部の多様な視点の導入
出身各界における豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく助言・提言、当社固有の企業文化・慣習にとらわれない視点からの有益な意見を頂くことによる取締役会及び監査役会の活性化
(b) 牽制・監督機能の強化
社外の人間が納得する公正・明確な論理・基準に基づく議論や意思決定がなされることによる、代表取締役に対する牽制・監督機能の強化
(c) 利益相反のチェック
経営陣と株主をはじめとするステークホルダーとの間で利害が相反する場面において、経営陣がそれらステークホルダーの利益を十分考慮した公正な業務執行をしているかのチェック

当社は、社外役員が上記役割・機能を適切に発揮するために、以下の「独立性に関する基準・方針」に基づき、その選任を行っております。

＜独立性に関する基準・方針＞
(1)当社との間の人的関係、資本的関係、取引関係、報酬関係（役員報酬以外）、その他の利害関係がない場合、又は、過去若しくは現在において何らかの利害関係が存在しても、当該利害関係が一般株主の利益に相反するおそれがなく、当該社外役員の職責に影響を及ぼさない場合に、独立性を有すると考えること。
(2)上記の考え方を基本として、個別の選任にあたっては、当社が株式を上場している国内証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にしながら、判断すること。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人の運営するシステムを利用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	ICJの機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知・事業報告・計算書類等の英訳を招集通知発送日に当社ホームページへ掲載しております。
その他	その他株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、以下の施策に取り組んでおります。 ・招集通知・事業報告・計算書類等を招集通知発送日に当社ホームページへ掲載 ・株主総会当日の報告事項のビジュアル化 ・株主総会当日の報告事項の一部にナレーターを起用 ・株主総会当日の報告事項をインターネット配信（オンデマンド）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本方針を当社ホームページへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家または証券会社の個人投資家担当者向けに説明会（年3回程度）を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算説明会（うち2回はネットカンファレンス）に加え、マネージメントによるアナリストや機関投資家向けのミーティングを定期的（年3回程度）に開催しています。（いずれも社長またはIR担当役員より説明）	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家個別訪問（年5回程度）を実施し、決算の概要・業績見通し等についての説明を社長、IR担当役員等が実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、アニュアルレポート、株主レポート、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知等をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を任命するとともに、IR担当部署として財務部IR課を設置しています。また、広報部報道課長をIR事務連絡責任者に任命しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境を含めたCSRの各フィールドで、幅広い活動を展開しています。詳細は、毎年発行しているアニュアルレポートで紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「丸紅行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」において、ステークホルダーを含めた社会全般に対する、積極的で適時・適切な情報開示方針を定め、開示しています。
その他	株主に対する「株主レポート『まるべに』」の発行の他、株主総会の動画情報提供などホームページの充実、アニュアルレポートの発行など、ステークホルダーや社会に対する情報提供

を積極的に行っています。

女性の活躍の方針・取組に関して、当社では、仕事と育児の両立支援施策として、法定を上回る制度を整備してきたことに加え、女性が中長期的に充実したキャリアを形成できるよう、出産前の本人・上長・人事部での三者面談、復職前面談、キャリア面談等、コミュニケーション・フォローアップの仕組みを整備しています。
また、職掌転換制度や配偶者の海外転勤への帯同を目的とした休職制度をいち早く導入しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針）を以下の通り整備しています。
以下、2006年5月12日開催の取締役会において決議された内部統制の基本方針を記載します。（2015年4月28日付で一部改正を行っております。）

＜内部統制の基本方針＞

丸紅株式会社（以下、丸紅という）は、社是及び経営理念※に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、丸紅の業務並びに丸紅及び丸紅グループ各社（丸紅の連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社をいう。以下同じ）から成る企業集団（以下、丸紅グループという）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。丸紅は、社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

※社 是：「正」（公正にして明朗なること）
「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）
「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）
経営理念：「丸紅は社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」
丸紅グループ：連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）コーポレート・ガバナンス
1－取締役及び取締役会
取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。執行と監督との分離を明確にする趣旨で、取締役会の議長は、原則として代表権及び業務執行権限を有さない取締役会長が務めることとする。
取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り、業務を執行し、3ヵ月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。
また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は一年とする。
丸紅は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。
丸紅は、執行役員制を採用し、業務執行の効率化を図るとともに、代表取締役であるグループCEOが会社の全般的経営に参画するとともに、会社の経営方針を体して担当営業グループの業務全般を統轄する体制とする。

2－監査役及び監査役会
監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、監査部及び会計監査人と連係して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

（2）コンプライアンス
1－コンプライアンス体制
丸紅は、役員（取締役及び執行役員。以下同じ）及び社員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、丸紅行動憲章、コンプライアンスマニュアル他丸紅グループ共通の行動規範を定める。その目的達成のため、コンプライアンス委員会をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

2－内部通報制度
コンプライアンス上問題のある行為を知ったとき、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、丸紅グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、以下を設置する。
(a)勇気の扉（コンプライアンス委員会ライン及び社外弁護士ライン）
丸紅グループ向けのコンプライアンス全般に係る相談窓口
(b)Marubeni Anti-Corruption Hotline
丸紅グループ及びビジネスパートナー向けの贈収賄等の重大犯罪に特化したコンプライアンス相談窓口

3－反社会的勢力との関係遮断
丸紅は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

（3）内部監査
業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、社長直轄の組織として監査部を設置し、監査部による内部監査及び監査部の指導による丸紅の全社レベルでの自己点検を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

（4）懲戒処分
役員・社員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については役員処遇委員会（社外監査役を含む）、社員については賞罰審査委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）情報の保存及び管理並びに情報流出防止
丸紅は、役員及び社員の職務の執行に係る情報に関し、文書等管理規程に基づき、保存対象文書等、保存期間及び文書等管理責任者を定め、情報の保存及び管理並びに情報流出防止体制を整備する。

（2）情報の閲覧
役員及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）職務権限の原則
役員及び各職位にある社員は、取締役会決議及び職務権限規程に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で

職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

（2）稟議制度
重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、投融資委員会での審議後、経営会議に付議され、社長の決裁を得る。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。新規事業等の重要案件については、その進捗状況に関して経営会議への定期報告を義務付け、個別リスク管理を強化する。

（3）リスク評価
丸紅の全社的なリスク分散の観点から、国・地域、業種、市場、客先に関する信用・投資リスク等の定量化が可能なリスクを把握する統合リスク管理を実施する。定量化が困難なレピュテーションリスク、情報セキュリティリスク等の定性リスクについては、コンプライアンス体制の強化等によりリスク管理を実施する。

（4）危機管理
自然災害など重大事態が発生した場合に備え、事業継続計画を策定し、重大事態発生時には当該計画に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）経営方針、経営戦略及び経営計画
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等丸紅グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて役員・社員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

（2）経営会議
職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

（3）営業グループ及びコーポレートスタッフグループ
丸紅は、営業グループ制を導入し、グループCEOに権限を委譲することで、内外における所管商品に関する迅速な意思決定が可能な体制とする。更に、コーポレートスタッフグループが各専門分野において営業グループを管理・牽制・支援することで、職務の執行が効率的に行われる体制とする。

（4）職務権限・責任の明確化
取締役会において役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）丸紅グループ運営体制
丸紅は、経営方針に沿って、丸紅グループ全体の内部統制を充実させ、業績の向上及び経営の発展を図るため、丸紅グループ各社の経営実態の把握、指導及び監督を行う責任者、丸紅グループ会社の経営体制に係る指針、丸紅グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の丸紅への適切な報告に関する体制、丸紅グループ各社の損失の危険の適切な管理に関する体制、丸紅グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び丸紅グループ各社の法令等遵守を確保するための体制など、必要な体制を定める。
丸紅グループ各社は、経営上の重要事項に関し丸紅の意見を徴し、丸紅への報告を行う。

（2）コンプライアンス
コンプライアンス委員会他各種委員会は、丸紅グループ会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行う。勇気の扉及びMarubeni Anti-Corruption Hotlineは、全ての丸紅グループ役員・社員が利用できることとする。

（3）財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備
丸紅グループは、内部統制委員会の活動等を通じて、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び丸紅グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
また、開示委員会を設置し、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

（4）監査
監査部は丸紅グループ各社に対し往査を実施し、取締役会に報告する。監査役及び会計監査人は、独自に丸紅グループ各社に対して監査または会計監査を行うものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役室の設置
監査役室を設置し、監査役の業務の補佐を主務とする人員を置く。

（2）監査役室員の人事
監査役室員の人事（異動、評価、懲戒処分等）を行う場合は、人事担当代表取締役は、事前に監査役会の指名する監査役に報告し、その意見を徴する。監査役は必要に応じ、監査役室員の人事について、変更を申し入れることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

（1）監査役による重要会議への出席
監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、経営会議その他重要な会議に出席する。

（2）役員・社員による監査役への報告
社長は、定期的に社長・監査役ミーティングを開催し、業務の執行状況について監査役に報告する。その他の取締役、本部長及びコーポレートスタッフグループ部長は、毎年監査役に対し、業務執行状況報告を行う。
役員は、丸紅に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。
丸紅は、丸紅グループ各社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が直接又は間接的に丸紅の監査役に重要な報告を行うための体制を整備する。
上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも役員・社員に報告を求めることができる。
丸紅は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として丸紅又は丸紅グループ各社において不利な取扱いを受けないことを確保

するための体制を整備する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査部、会計監査人及び丸紅グループ監査役との連係
　監査役は、監査部及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行うことができる。
監査役は、丸紅グループ各社の監査役と連係を図り、丸紅グループ各社における業務執行に関する意見を徴するため、監査役連絡会を開催し、グループ経営にかかる相互情報交換を行うことができる。

（2）外部専門家の起用
　監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

（3）監査費用
　丸紅は、監査役からの求めに応じ、所定の手続に基づき、前記外部専門家の費用その他監査役の職務の執行について生ずる費用の前払若しくは償還又は債務の処理を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況については以下の通りです。

＜反社会的勢力排除に向けた基本方針＞
当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」ことを反社会的勢力排除に向けた基本方針としています。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を内部統制の基本方針において明確に位置付けており、従来から、丸紅行動憲章やコンプライアンスマニュアルに基づき、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを進めてきています。また、このような取組みの一環として、反社会的勢力を排除するための契約条項（いわゆる暴力団排除条項）のサンプルを作成し、社内に周知いたしました。なお、当社では、反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおりとしています。

1－対応部署
不当要求などが発生した場合の対応統括部署を総務部としています。

2－データベースの構築
反社会的勢力に関する情報は総務部に集約し、関連情報のデータベースを構築しています。

3－情報の利用
疑わしい団体・個人については、当該データベースを元に総務部にて確認を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項は特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、社会の変化に対応し、コーポレート・ガバナンス体制を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制実現を目指します。

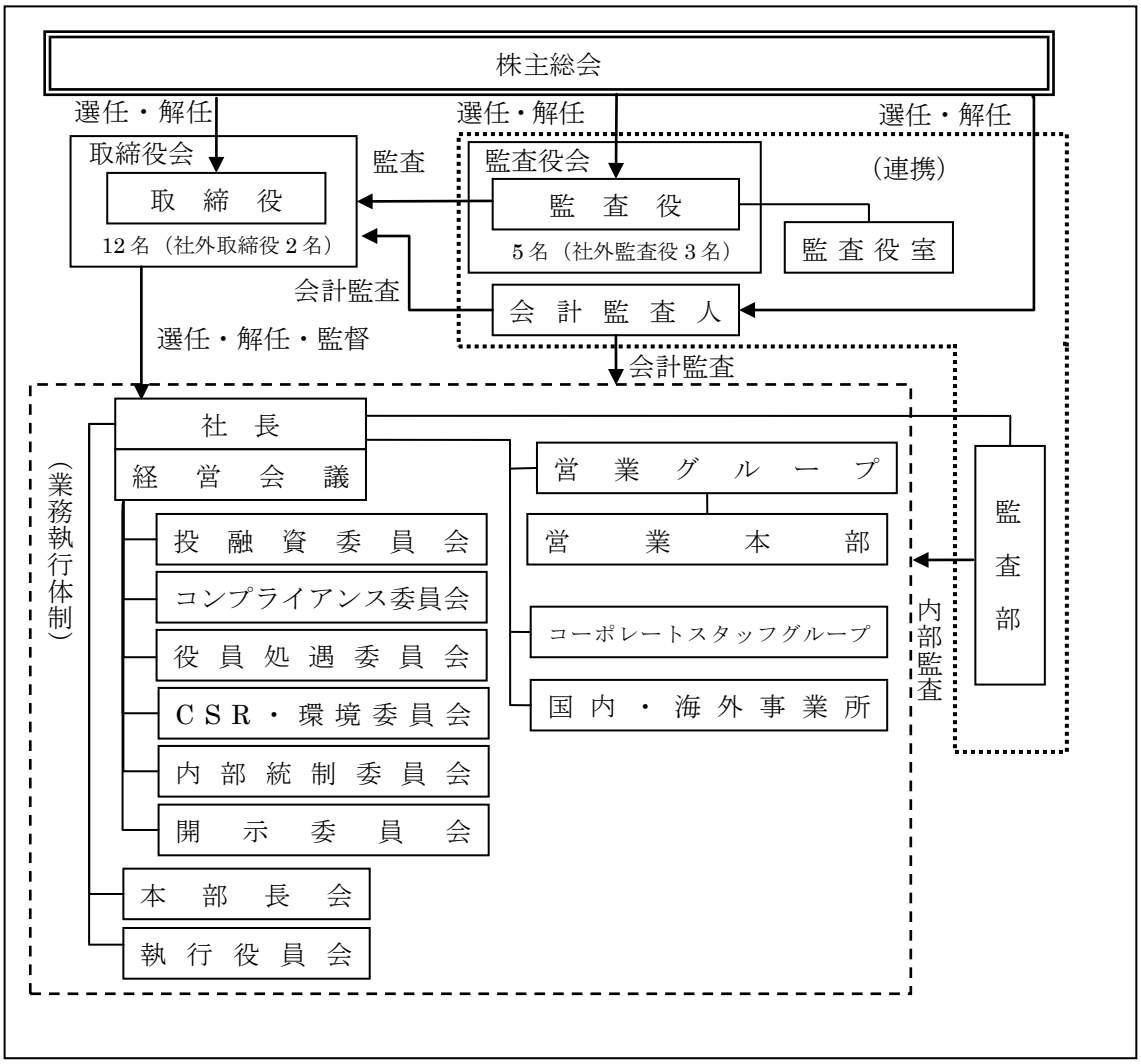
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取　締　役
12名（社外取締役2名）
監査
監査役会
監　査　役
5名（社外監査役3名）
（連携）
監 査 役 室
会計監査
会　計　監　査　人
選任・解任・監督
会計監査
社　長
経　営　会　議
営　業　グ　ル　ー　プ
営　　業　　本　　部
投　融　資　委　員　会
コンプライアンス委員会
役　員　処　遇　委　員　会
ＣＳＲ・環境委員会
内　部　統　制　委　員　会
開　　示　　委　　員　　会
コーポレートスタッフグループ
国　内　・　海　外　事　業　所
本　　部　　長　　会
執　行　役　員　会
（業務執行体制）
内部監査
監査部